

東北大学 非正規職員 学習会 雇い止め問題

宮城県労働委員会 不当労働行為救済命令の 意味と意義

講師：小野寺義象 弁護士
(一番町法律事務所)

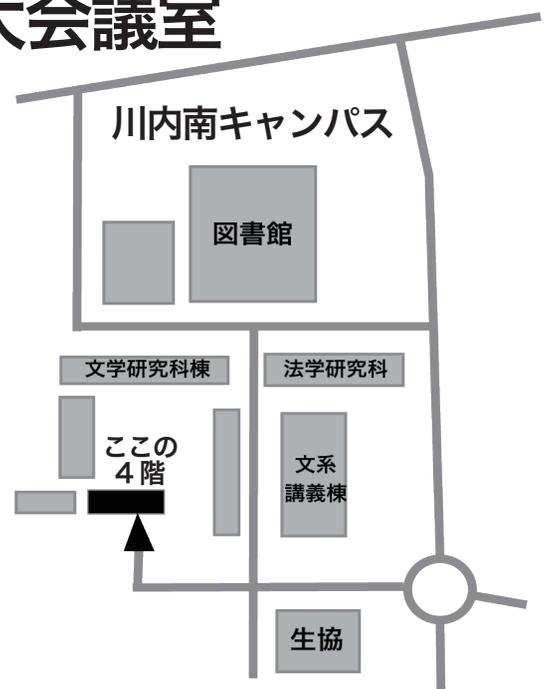
2018年3月に280名を超える雇い止めを発生させた東北大学。実際には1000名を超える方が職を追われたと組合は考えています。現在雇い止めを無効とする労働争議が進行中です。一方、この問題についての組合との団体交渉の過程で不誠実団交があったとして宮城県労働委員会から命令書が出されました。

「被申立人(東北大学)は、...、希望者全員を無期転換した場合の財務の見通しなどに関する質問に対して、...資料を提示した上で、...具体的に説明し、誠実に対応しなければならない」

労働委員会の命令には、どのような法的な意味があるのか、雇用の安定のための運動にどう生かしていくのか、労働争議弁護団の小野寺義象弁護士に解説していただきます。

雇用安定を求める非正規職員のみなさん、大学の経営とコンプライアンスに関心を持たれる教職員のみなさん、労働法に関心のある学生・院生のみなさんの参加をお待ちしています。

2/17(月)
18:00-19:30
経済学研究科棟 4階
大会議室



東北大学職員組合 <http://tohokudai-kumiai.org>

022-227-8888 mail: info@tohokudai-kumiai.org

